

## 八戸市農業委員会 11 月総会議事録

日時：令和6年11月12日（火）午後3時

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

### 出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 19 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 欠	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 欠	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 欠	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

### 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、

主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、技師 柴田 あかね、主事 宮本 朋佳、主事 大橋 康平

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長 事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、斎藤推進委員、河原木推進委員、梅津推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長 次に、本日の議案のうち、議案第 43 号、令和 6 年度第 8 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、田名部農業委員が当事者となっている事案がございます。

田名部農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、外館 政博委員の御発声が続いてお願いいたします。

外館委員 【憲章唱和】

松橋事務局長 ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 本日は、御多用の中御出席いただきありがとうございます。先程は農業者年金の制度について説明をいただきましたが、国民年金と農業者年金と保険料を支払うことは、大変厳しいところがありますが、私自身、身内が農業者年金に入っているところがあります。介護が始まると、少しの年金でも、大変ありがた

たく感じるものです。どうぞ、皆さんも今日聞いた説明をもとに、お近くの方に声を掛けていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、15番 木村 武美 委員、16番 寺沢 和則 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

岩崎委員

岩崎から報告いたします。去る10月29日、坂下農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号47番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願

います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 47 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、梅です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター2台、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

赤坂委員

赤坂から報告いたします。去る10月29日、木村武美農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号48番と番号49番を調査してまいりました。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。はじめに、番号48番について説明いたします。

3条 48 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ながいもです。受人は65歳以上ですが、娘婿が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、約4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具

保有状況は、草刈機、軽トラック各3台、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。

続きまして、番号49番について説明いたします。

3条49番

この案件は、営農型太陽光発電設備設置のための区分地上権設定に係る案件で、対象となる農地については、令和5年8月2日付け八農委指令第24号で既に許可済みでありましたが、今回再度の申請となるものです。

はじめに、再申請に至った経緯について説明します。

前回の許可を受けた後、賃借人が当該許可書を添付し、区分地上権設定の登記申請を試みたところ、許可書に記載されている区分地上権設定面積が対象農地全体ではなく、その農地のうちの一部の面積に対してのみ設定する内容となっていたため、その記載内容の場合は登記できない、と法務局から説明を受けたとのことでした。

区分地上権設定登記をするためには、対象農地全体に対して設定する内容の許可書が改めて必要であると指摘を受けたことから、当該箇所を修正した上で再度3条申請されたものです。

それでは、調査した内容について報告いたします。

調査には、賃借人は代理人が、賃貸人は本人が出席しました。

両者の関係は、特にありません。態様別は、区分地上権を設定するための令和8年8月1日までの賃貸借です。申請理由は、賃借人は営農型太陽光発電設備設置のため、賃貸人は賃借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地周囲の状況についてですが、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村委員

木村から報告いたします。去る10月29日、坂下農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号50番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願

3条 50 番

います。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、約2.5 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機各1台を父親から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

明戸委員

明戸から御質問いたします。番号49番ですが、営農型太陽光発電設備設置のため、始期が許可次第、終期が令和8年8月1日までということは、2年で終了するという事なのか教えてください。

宮本主事

事務局の宮本から回答いたします。番号49番は、一度、令和5年8月2日付けで許可されていた案件の再申請であり、5条の一時転用も合わせて申請されて、同時に許可をしています。当時の許可期間が、令和8年8月1日までとなっていたので、終期を揃えて再度許可することになります。

工藤主事

事務局の工藤から補足で御説明いたします。営農型太陽光発電設備自体が2年で終了するののかとの御質問ですが、一時転用の許可期間が、そもそも3年間までとなっており、この期間に3条許可も合わせるかたちとしています。なので、令

和8年8月1日が経過した際は、以降3年ごとに更新することになります。

会長

その他御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第43号、令和6年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、田名部委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、田名部委員は退室をお願いいたします。

(田名部委員退室)

会長

それでは、田名部委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第43号「令和6年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定について」を御説明いたします。資料の3ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借4件、使用貸借4件の計8件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手8名で、利用権設定面積は、合計41,874㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、田名部委員が関係する事案を御説明いたします。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。

公告年月日は、令和6年11月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

田名部委員の入室をお願いいたします。

(田名部委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

引き続き、事務局の風張から御説明いたします。

資料の3ページにお戻り願います。

番号2番から資料4ページの番号8番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、ミニトマトを作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額2,000円でございます。

利用集積3番、4番

番号3番と番号4番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,600円でございます。

利用集積5番

番号5番から資料4ページの番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長ねぎを作付けするために、4年7か月間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和6年11月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事業は承認することに決しました。

日程第4  
会長

次に、日程第4、議案第44号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

坂下委員

坂下から報告します。去る10月29日、木村委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号24番と番号25番を調査してまいりました。資料の5ページをお開き願います。いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号24番と番号25番の2案件ですが、譲受人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

5条24番、25番

調査には、いずれも両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、番号24番は親子で、番号25番は特にありません。態様別は、いずれも贈与です。転用目的は、住宅建築です。実施計画は、令和6年12月1日から令和7年3月31日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北西側に擁壁を設置します。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。通路部分は砂利敷きし、駐車場とする部分はアスファルト舗装します。立地条件は、八戸市立白銀南中学校から南東側約200mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 45 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柴田技師

それでは、事務局 柴田より説明いたします。

まず、相続税の納税猶予に係る特例農地とは、農地を相続した場合、税務署で所定の手続きをとりますと、相続税の納税が猶予されることになっており、そのような納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、猶予されていた相続税の納税が免除されます。ただし、税制改正により、平成 21 年 12 月 15 日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地については、20 年営農継続による免除は廃止され、終身農地利用が必要となりました。また、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も改正法が適用され、市街化区域外の全ての農地が終身農地利用になります。今回は、平成 16 年に特例を受けてから 20 年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況を確認し、利用状況確認書を提出するよう、八戸税務署長から求められたものです。なお、対象者には、事前に調査す

る旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、別冊の議案第 45 号関係資料を御覧ください。

1 ページですが、今回の確認対象者は 7 名となっております。2 ページ以降が、利用状況確認書になります。対象者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっております。また、地目等及び面積欄の「申告時」は税務署が管理しているもの、「現在」は農地台帳上の数字を記載しております。利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」に分類し、保全管理中や草地などであれば 2 番の「自ら農地等として使用していない」に分類しております。右端の税務署整理欄には、現地確認をしたものは「有」と記載しております。

それでは、1 番の方の利用状況を説明いたします。一連番号 1 番から 5 番、13 番は耕起、6 番から 9 番は保全管理、10 番から 12 番は野菜を栽培しておりました。

次に、2 番の方の利用状況を説明いたしますので、5 ページを御覧ください。一連番号 1 番は野菜を栽培しておりました。

次に、3 番の方の利用状況を説明いたしますので、6 ページを御覧ください。一連番号 1 番、5 番は耕起、2 番から 4 番、6 番、7 番は野菜を栽培しておりました。一連番号 8 番は、全体で 3,296 m<sup>2</sup>ですが、このうち 2,768 m<sup>2</sup>を農地として使用しているとして当初の猶予適用申請があったため、当該面積において現地確認したところ、野菜を栽培しておりました。

次に、4 番の方の利用状況を説明いたしますので、8 ページを御覧ください。一連番号 1 番、4 番、5 番は野菜を作付け、2 番、3 番は耕起されておりました。

次に、5 番の方の利用状況を説明いたしますので、9 ページを御覧ください。一連番号 1 番は保全管理されておりました。

次に、6 番の方の利用状況を説明いたしますので、10 ページを御覧ください。

一連番号1番は野菜を栽培しておりました。

次に、7番の方の利用状況を説明いたしますので、11ページを御覧ください。

一連番号1番、2番、3番は保全管理されておりました。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第49号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の10月分でございます。資料の7ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料

に記載のとおりでございます。

相続等 160 番  
～175 番 今回の届出は、資料 7 ページの番号 160 番から資料 12 ページの番号 175 番までの計 16 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 11 ページの番号 172 番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 7  
会長 次に、日程第 7、報告第 50 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 10 月分でございます。

資料の 13 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 87 番～89 番 番号 87 番、番号 88 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。番号 89 番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 90 番～92 番 番号 90 番、番号 91 番、転用目的は宅地分譲でございます。番号 92 番、転用目的は駐車場でございます。

次ページを御覧願います。

5条 93 番～95 番 番号 93 番、番号 94 番、転用目的は店舗 1 棟建築でございます。番号 95 番、  
転用目的はドッグランでございます。

次ページをお開き願います。

5条 96 番～98 番 番号 96 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。番号 97 番、転用目的は敷  
地拡張でございます。番号 98 番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページを御覧願います。

5条 99 番、100 番 番号 99 番、転用目的は駐車場でございます。番号 100 番、転用目的は道路で  
ございます。届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。  
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 8  
会長 次に、日程第 8、報告第 51 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい  
てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査 事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 10 月分で  
ございます。資料の 19 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載  
のとおりでございます。

18 条 37 番～39 番 番号 37 番から番号 39 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約  
で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 6 年 11 月 18 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第52号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の10月分でございます。資料の21ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届6番

番号6番、着工年月日は令和6年10月15日で、使用する土の採取場所は、市川町字福田地内とのごとでございます。届出年月日及び受理年月日は令和6年10月10日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。  
皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時45分)